

愛知県地域防災計画の修正(案)要旨

I 地域防災計画修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 愛知県の取り組みに係る修正事項

1 津波災害警戒区域の指定

○津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日公布）に基づき県内26市町村に対し、津波災害警戒区域の指定及び基準水位の公示を行うことについて記載を追加する。（令和元年7月30日指定・公示予定）

<主な修正箇所>

■地震・津波編	第2編 第10章	津波等予防対策	p 3
---------	----------	---------	-----

2 市町村防災支援システムの運用

○市町村の災害対応業務を支援（市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化など）することを目的に平成30年6月1日から運用開始された「市町村防災支援システム」について、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第8章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	p 5
■地震・津波編	第2編 第6章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	

3 無料公衆無線 LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用

○携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態に備え、Aichi_Free_Wi-Fi の活用による災害時の情報伝達手段の確保に関する事項について、記載を追加する。（第3次あいち地震対策アクションプランの改訂（平成30年8月）に伴う修正）

<主な修正箇所>

■風水害等編	第3編 第13章	ライフライン施設等の応急対策	p 6
■地震・津波編	第3編 第14章	ライフライン施設等の応急対策	

4 災害時健康危機管理の全体調整

○災害時における保健衛生対策に係る情報収集、連絡調整等が円滑に実施できるよう、県は健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行い、また必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。これらのことについて記載を追加する。（災害時健康危機管理支援チーム活動要領の制定及び防災基本計画の修正に伴う修正。）

<主な修正箇所>

■風水害等編	第3編 第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	p 7
■地震・津波編	第3編 第7章	医療救護・防疫・保健衛生対策	

5 耐震対策の推進（重要文化財、ブロック塀等の付属物）

○重要文化財の耐震対策やブロック塀等の付属物の耐震対策の推進など、国の通知及び第3次あいち地震対策アクションプランの改訂（平成30年8月）に伴い、耐震対策の推進に係る記載を追加する。

<主な修正箇所>

■地震・津波編 第2編 第2章 建築物等の安全化	p 8
--------------------------	-----

Ⅲ 国の防災基本計画やガイドライン等の修正に伴う修正事項

1 避難勧告等に関するガイドラインの改定（警戒レベルの運用等）

○平成30年7月豪雨により多数の人的被害が発生したことに伴い、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定が行われた。当該ガイドラインの改定内容に基づき必要な修正及び、記載の追加をする。

<主な修正箇所>

■風水害等編 第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	p 9
■地震・津波編 第2編 第7章 避難行動の促進対策	

2 重要物流道路の指定

○道路法の改正（平成30年3月31日）において、平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定することとなった。指定された重要物流道路は、機能強化が図られるとともに、災害時の道路啓開が困難な場合、国に代行を要請することができる。これらのことについて記載の追加をする。

<主な修正箇所>

■風水害等編 第3編 第7章 交通の確保・緊急輸送対策	p 10
■地震・津波編 第3編 第8章 交通の確保・緊急輸送対策	

IV 主な修正の内容

II-1 津波災害警戒区域の指定

<主な修正箇所>

■地震・津波編 第2編 第10章 津波等予防対策

<新旧対照表>

■地震・津波編 p12

■地震・津波編

第2編 第10章 津波等予防対策

現行（平成30年5月修正）	改正案
<p>第1節 津波対策に係る地域の指定等</p> <p>2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定</p> <p>県（建設部）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定。（平成26年11月26日公表）</p>	<p>第1節 津波対策に係る地域の指定等</p> <p>2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定</p> <p>県（建設局）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定する。（平成26年11月26日公表）</p> <p>また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、次の26市町村について津波災害警戒区域に指定し、基準水位の公示を行う。（令和元年5月30日事前公表済）</p> <p>名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町</p>
<p>第2節 津波防災体制の充実</p> <p>1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置</p> <p>（略）</p> <p>3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置</p> <p>（略）</p> <p>（追加）</p>	<p>第2節 津波防災体制の充実</p> <p>1 県（防災安全局、関係局）及び関係市町村における措置</p> <p>（略）</p> <p>3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置</p> <p>（略）</p> <p>4 津波災害警戒区域の指定に係る事項</p> <p>（1）津波災害警戒区域の指定があった市町村は次の事項を市町村地域防災計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。</p> <p>ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及</p>

現行（平成 30 年 5 月修正）	改 正 案
	<p><u>び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。</u></p> <p>イ <u>津波災害警戒区域内に地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。</u></p> <p><u>(2) 市町村地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市町村長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市町村長に報告する。</u></p>

Ⅱ－２ 市町村防災支援システムの運用

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
- 地震・津波編 第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

<新旧対照表>

- 風水害等編 p14
- 地震・津波編 p9

■風水害等編

第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現行（平成30年5月修正）	改正案
<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置 （略）</p> <p>2 県（防災局）における措置 （略）</p> <p>(5) 防災情報システムの整備</p> <p>県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難勧告情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。</p>	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>1 県（防災安全局、建設局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置 （略）</p> <p>2 県（防災安全局）における措置 （略）</p> <p>(5) 防災情報システムの整備</p> <p>県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難勧告情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。<u>さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

II-3 無料公衆無線 LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第13章 ライフライン施設等の応急対策
- 地震・津波編 第3編 第14章 ライフライン施設等の応急対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 p37
- 地震・津波編 p31

■風水害等編

第3編 第13章 ライフライン施設等の応急対策

現行（平成30年5月修正）	改正案
第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置
<p>3 県（防災局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p>	<p>3 県（防災安全局、総務局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p> <p><u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</u></p>

■地震・津波編

第3編 第14章 ライフライン施設等の応急対策

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

II - 4 災害時健康危機管理の全体調整

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策
- 地震・津波編 第3編 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 29
- 地震・津波編 p 22

■風水害等編

第3編 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

現行（平成30年5月修正）	改正案
第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生
<p>1 県（健康福祉部）における措置</p> <p>（略）</p> <p>（6）応援体制</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、<u>健康福祉部</u>に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。</p> <p>（略）</p> <p>（追加）</p>	<p>1 県（保健医療局）における措置</p> <p>（略）</p> <p>（6）応援体制</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、<u>保健医療局</u>に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。</p> <p>（略）</p> <p>9 災害時健康危機管理の全体調整</p> <p>（1）<u>県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。</u></p> <p>（2）<u>県は、必要があると認められるときは、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。</u></p>

■地震・津波編

第3編 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

Ⅱ－５ 耐震対策の推進（重要文化財、ブロック塀等の付属物）

<主な修正箇所>

■地震・津波編 第2編 第2章 建築物等の安全化

<新旧対照表>

■地震・津波編 p4、5

■地震・津波編

第2編 第2章 建築物等の安全化

現行（平成30年5月修正）	改正案
第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進
<p>1 県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上を推進していく。</p>	<p>1 県（建築局、関係局）及び市町村における措置</p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、<u>ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。</u></p>
第4節 文化財の保護	第4節 文化財の保護
<p>2 平常時からの対策</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>2 平常時からの対策</p> <p>(略)</p> <p>3 重要文化財の耐震対策</p> <p><u>平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。</u></p> <p>(1) <u>耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</u></p> <p>(2) <u>対処方針の作成・提出</u></p> <p>(3) <u>耐震対策推進の周知徹底</u></p> <p>(4) <u>補助事業における耐震予備診断の必須</u></p> <p>(5) <u>耐震予備診断実施の徹底</u></p> <p>(6) <u>県の指導・助言</u></p>

Ⅲ－１ 避難勧告等に関するガイドラインの改定（警戒レベルの運用等）

＜主な修正箇所＞

- 風水害等編 第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項
- 地震・津波編 第2編 第7章 避難行動の促進対策

＜新旧対照表＞

- 風水害等編 p1
- 地震・津波編 p9

■風水害等編

第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

現行（平成30年5月修正）	改正案
第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項
<p>防災基本計画を踏まえ、本県の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p>	<p>防災基本計画を踏まえ、本県の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p><u>また、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第7章 避難行動の促進対策

現行（平成30年5月修正）	改正案
■ 基本方針	■ 基本方針
<p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	<p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。</u></p>

Ⅲ－２ 重要物流道路の指定

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第7章 交通の確保・緊急輸送対策
- 地震・津波編 第3編 第8章 交通の確保・緊急輸送対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 31
- 地震・津波編 p 24

■風水害等編

第3編 第7章 交通の確保・緊急輸送対策

現行（平成30年5月修正）	改正案
第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策
<p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>（略）</p> <p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 県（建設部）における措置</p> <p>（略）</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p> <p>（略）</p> <p>イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>（略）</p> <p>キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に 応急工事の実施につき応援を要求する。 <u>（追加）</u></p>	<p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>（略）</p> <p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ <u>緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）</u>について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 県（建設局）における措置</p> <p>（略）</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p> <p>（略）</p> <p>イ <u>緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）</u>について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>（略）</p> <p>キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に 応急工事の実施につき応援を要求する。</p> <p>ク <u>重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。</u></p>

■地震・津波編

第3編 第8章 交通の確保・緊急輸送対策

※ 風水害等編と同様の修正を行う。